公印省略

２教高第７０８号
令和２年５月４日

各 県 立 高 等 学 校 長
各 県 立 中 学 校 長 殿
輝 翔 館 中 等 教 育 学 校 長

福岡県教育委員会教育長

教育活動再開に向けた登校日の設定について（通知）

この度、新型コロナウイルス感染症防止のための臨時休業を５月３１日（日）まで延長したことにより、生徒の学びの保障や心身の健康の面で問題が生じることが懸念されます。

このため、別添「新型コロナウイルス感染症対策としての学校の臨時休業に係る学校運営上の工夫について」（令和２年５月１日２文科初第２２２号。以下「文部科学省通知」という。）を踏まえ、学校における感染及びその拡大のリスクを可能な限り低減しつつ、段階的に教育活動の再開に向けた取組を開始することとしました。

ついては、各学校において、感染症対策を徹底した上で、下記事項に留意して、教育活動の再開に向けた登校日（以下「登校日」という。）の設定に取り組まれますようお願いします。

記

１　登校日実施の可否については、県内の感染状況と専門家の意見に基づき、地区（北九州、福岡、筑後、筑豊）別に県教育委員会で決定し、５月１９日（火）までに各学校に通知する予定であること。
２　各学校においては、登校日の実施が可とされた場合、５月２１日（木）以降に実施できるよう準備を進めておくこと。ただし、感染者又は濃厚接触者と判断された職員又は生徒が在籍している学校においては、登校日の実施を中止すること。
３　登校日の日数、時制等については、各学校及び生徒の実態に応じて、各学校が定めること。その際、文部科学省通知を参考にして、分散登校その他の感染防止のための工夫を行うこと。
４　臨時休業によって生じた正課授業の未指導事項等の指導のため、教育課程に位置付けない補習等を実施することは差し支えないこと。その際、補習等を受講できなかった生徒については、学習教材を配布するなど個別に対応し、未習等の状況が生じないよう配慮すること。
５　登校日については、指導要録上の「授業日数」に含めないこと。
６　部活動は行わないこと。
７　登校に際して、不安を持つ保護者及び生徒に対しては、学校で講じる感染症対策について十分説明し、学校運営の方針について理解を得るよう努めるとともに、生徒の不利にならないよう弾力的に対応すること。

本件担当
高校教育課　指導班　中島　敦雄
工藤　宏敏
ＴＥＬ　０９２－６４３－３９０５

令和２年５月７日

保護者各位

福岡県立新宮高等学校長

臨時休業の延長について（お知らせ）

日頃より本校の教育活動に御理解と御協力を賜り、深く感謝申し上げます。

さて、福岡県教育委員会（以下「県教委」という。）は、新型コロナウイルス感染症防止のための臨時休業を５月３１日まで延長することとしました。それに基づき、本校も５月３１日まで臨時休業を延長します。

保護者の皆様におかれましては、休業の長期化により、お子様の生活リズムの崩れや学習の遅れなどを心配されていることと存じます。本校では、生活の状況を把握しながら御家庭での学習が継続できるようにオンライン活用を行うとともに、教育活動の再開に向けた登校日（以下「登校日」という。）の設定を計画しています。御理解、御協力のほど何卒よろしくお願いします。

なお、臨時休業の延長に係る留意事項は下記のとおりです。

記

〔期間〕　臨時休業を５月３１日（日）まで延長します。なお、臨時休業期間に関する新たな通知があった場合、速やかにお知らせします。

〔評価〕　各教科が課す家庭学習に対するお子様の学習状況や成果を、課題の提出内容や確認テスト等で確認し、学習評価に反映させます。

〔授業〕　臨時休業期間の課題等、各教科で課した学習内容について、原則、学校の再開後等に再度学校における対面指導で取り扱わないこととします。なお、課題の提出状況等からお子様に学習内容の定着が十分でないと判断される場合、補講の実施や追加の課題等を課し、学習の支援を図ります。

〔登校日〕学校における感染及びその拡大のリスクを可能な限り低減しつつ、段階的に教育活動の再開に向けた取組として、「登校日」の設定に取り組むよう、令和２年５月４日付で県教委より通知がありました。「登校日」の実施の可否については、県全体及び各地区（福岡、北九州、筑後、筑豊）の感染状況を踏まえ、専門家の意見を聴いた上で、県教委より５月１９日（火）までに通知があります。可とされた場合、詳細については、後日連絡致します。